

入札公告

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札(事後審査型入札)について次のとおり公告する。

平成22年5月18日

稲敷市長 田口 久克

1 入札対象工事

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 工事名 | 稲敷市立東中学校太陽光発電設備設置工事 |
| (2) 工事場所 | 稲敷市八千石77番地 |
| (3) 工事概要 | 太陽光発電システム工事 一式 |
| (4) 工期 | 契約締結日の翌日から平成22年9月30日まで |
| (5) 予定価格 | 金55,167,000円(消費税及び地方消費税を含む。) |
| (6) 最低制限価格 | 設定している。 |

2 入札参加形態

単体とする。

3 入札参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、この公告の日において次に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく稲敷市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 稲敷市契約事務等に関する規程(平成17年稲敷市告示第2号。以下「規程」という。)第12条の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規程第37条又は第38条に規定する指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 対象工事にかかる設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による電気工事業の許可を有し、かつ法第15条の規定による特定建設業の許可を有する

者であること。

- (7) 契約締結日から1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査(法第27条の23第1項に規定するものをいう。)を受けている者で、電気工事について、稲敷市内に本店がある者は総合評定値(P)が650点以上、それ以外の者は総合評定値(P)が750点以上の者であること。
- (8) 電気工事について、規程第12条に規定する競争入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が5千万円以上の者であること。
- (9) 過去10年以内に、茨城県内において一件の規模が1千万円以上の電気設備工事について元請けとして施工した実績があること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (10) 1級電気施工管理技士の資格を有し、引き続き3箇月以上の雇用関係にある者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。
- (11) 竜ヶ崎工事事務所又は潮来土木事務所管内のいずれかに法に基づく本店があること。

4 入札参加申請

この工事の入札に参加を希望する者は、稲敷市事後審査型一般競争入札実施要領(平成19年告示第28号)第7条に規定する事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第2号)を次に掲げるところにより提出しなければならない。

(1) 申請書等の受付期間

平成22年5月18日(火)午前9時から
平成22年6月11日(金)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日等は除く。)

(2) 申請書等の提出場所

稲敷市役所江戸崎庁舎 2階 管財課

5 設計図書等の閲覧及び貸与

(1) 設計図書等は公告と同時に次のとおり閲覧又は貸与に供する。

ア 閲覧及び貸与期間

平成22年5月18日(火)から平成22年6月11日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日等は除く。)

イ 閲覧時間

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 閲覧及び貸与場所

稲敷市役所江戸崎庁舎 2階 管財課

エ 貸与は、原則として1業者1回を限度とし、貸与を受けた日の翌日の午揃10時までに返却しなければならない。(当該翌日が土曜日、日曜日及び祝日等に当たる場合は、貸出しを受けた日の午後4時までとする。)

(2) 設計図書等に対する質問がある場合には、軽微な質疑を除き、稲敷市建設工事執行に関する事務取扱要領(平成17年稲敷市告示第66号。以下「取扱要領」という。)第18条に規定する質疑応答書(様式第11号)によるものとし、口頭での質問は行うこと

ができない。この場合において緊急を要する場合，FAXにより質疑応答書を送付することができる。ただし，FAXにより送信したときは，入札日までに原本を提出するものとする。

ア 提出先

稲敷市総務部管財課

イ 受付日時

平成22年5月18日（火）から平成22年6月7日（月）まで（必着）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 回答日時

平成22年5月18日（火）から平成22年6月11日（金）まで
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

エ 回答方法

回答は，送付を受けた質疑応答書をもって行き，質問者へFAXで回答するほか，稲敷市役所江戸崎庁舎2階管財課において閲覧に供する。

6 現場説明会
実施しない。

7 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年6月14日（月）午前10時から
- (2) 場所 稲敷市役所江戸崎庁舎2階 南会議室

8 入札方法

- (1) 受付印のある事後審査型一般競争入札参加申請書の写しを提出すること。
- (2) 入札は取扱要領第14条の規定による入札書（様式第10号）により行なうものとし，本人又は取扱要領第19条の規定による委任状（様式第12号）による委任を受けた代理人が持参するものとし，郵送又は電送による入札は認めない。
- (3) 入札に際しては，地方自治法（昭和22法律第67号），私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (4) 入札に当たっては，競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず，独自に入札価格を定めなければならない。また，落札決定前に，他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 入札参加者が連合し，又は不誠実な行為をなす等の場合において，入札を公正に執行することができないと認められるときは，当該入札参加者を入札に参加させず，又は入札の執行を延期し，若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札参加者の数が2に満たないときは，入札を執行しないものとする。
- (7) 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の105分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(8) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

(9) 入札執行回数は、1回とする。

(10) 工事費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

イ 工事費内訳書の様式は定めないが、工事区分及び工種ごとに数量及び金額を明らかにすること。また、端数処理の場合を除き、「値引き」若しくは「割引」等の理由のない減額項目を記載してはならない。

ウ 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

エ 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

9 落札候補者の決定

落札候補者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格の申込者とする。

10 資格要件の確認及び落札者の決定

(1) 落札候補者となった者は、次に掲げるとおり競争入札参加資格の確認を受けるものとする。

ア 申請書等の受付日時・場所

日時 平成22年6月17日(木)午前9時から午後4時まで

場所 稲敷市役所江戸崎庁舎2階 管財課

イ 提出書類

- ・ 規程第15条第2項の規定による競争入札参加資格確認申請書(様式第13号)
- ・ 規程第15条第2項の規定による競争入札参加資格確認資料(様式第14号)
- ・ 契約締結日から1年7箇月以内の審査基準日の経営規模等評価結果通知書の写し
- ・ 規程第3条第1項の規定による技術者の配置(様式第9号)
- ・ 3箇月以上雇用関係にあることを証する書面及び当該資格者証

(2) 前項の申請を審査した結果、参加資格を満たしていない場合は、当該落札候補者を失格とし、以後入札価格の低い順に審査を実施し、競争入札参加資格を満たしている者1者が確認できるまで行うものとする。

(3) 落札者の決定は、原則として資格審査申請があった日から起算して3日(土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く。)以内に行うものとする。

(4) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し、取扱要領第23条第3項に基づく落札者決定通知書(様式第15号)により通知し、競争入札参加資格がないと認められた者に対しては、競争入札参加資格取消通知書により通知するものとする。

(5) 入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、通知を受取った日から5日以内に任意様式による書面を持参して行わなければならない。(郵送等によるものは受け付けないものとする。)

11 入札保証金

免除する。

12 契約保証金

次に掲げるいずれかの保証を付すこと。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保としての国債の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険の締結

13 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の10分の4以内で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払金

請求できない。

(3) 部分払

請求できない。

14 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合

ウ 指定の入札執行日時までに到達しない場合

エ 入札書を2通以上提出した場合

オ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

カ 代理人が署名又は記名捺印のある委任状を持参しない場合

キ 工事費内訳書の提出がない場合

(2) この公告において示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 前2号のほか、この公告において示した条件に違反した場合は無効とする。

15 その他

(1) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に専任で配すること。

(2) 提出された申請書及び資料は返却しないとするとともに、公表又は提出者に無断で他の目的に使用しないものとする。

- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札をした者は、この公告において示した内容等が不明であったとして、異議を申し立てることはできない。
- (5) その他詳細不明の点については、次に照会すること。

稲敷市総務部管財課 契約検査係

〒300-0595 茨城県稲敷市江戸崎甲3277番地1

電話 029-892-2000 (内線2703)